

昭和三十一年二月二十四日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質第四号

昭和三十一年二月二十四日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎

衆議院議長 益 谷 秀 次 殿

衆議院議員森本靖君提出抑留漁船の損失補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員森本靖君提出抑留漁船の損失補償に関する質問に対する答弁書

一 本件に関する交渉経過を述べれば、政府は船主側の提出した損失補償請求を昭和三十年十一月受領したのであるが、政府としても右請求は正当と認められたので、同年十二月九日付をもつて、在本邦インドネシア総領事館を通じ同国政府に右請求の善処方を申し入れるとともに、事件経緯を在ジャカルタ本邦総領事にも通報し本件解決のため側面的に協力するよう指示した。しかしてインドネシア総領事館よりは、直ちに右申し入れを本国政府に回付するとともに、何分の回報があれば政府に連絡すべき旨返答があつたが、その後現在にいたるまでなんら同国政府よりの回報の連絡に接していない。政府としても、当事者の困窮状態にもかんがみ、昭和三十一年一月末、更に、在ジャカルタ本邦総領事に訓令し、インドネシア政府当局者に直接接触させ、交渉の促進方を努力させているが、この筋からもいまだ見るべき反応に接していない次第である。政府としては、更にわが方出先をしてインドネシア側を督促させるとともに、在京

インドネシア総領事館に対しても、改めて申し入れを行い、本件に対するインドネシア側の早期処置を要請する所存である。

二 なお、船主、乗組員一同に対する日本政府の救済措置については、事情に応じ検討することとしたいが、具体的方法の決定は、インドネシア側の出方如何にもよるところであるので（政府による代済は、現在の段階では考慮し難い）、政府としては差し当り更に前述の外交交渉を進めて、それに対するインドネシア側の出方に応じ適当な対策を考慮、善処に努めることとしたい。

右答弁する。